

開発行為の変更許可申請（2部提出）

工事完了公告前に開発行為の変更を行い、その許可を受ける場合は、次のものを提出してください。

（添付図書については申請時以前6ヶ月以内のもの）

- ・開発許可事項変更許可申請書
- ・委任状（申請手続等を代理者が行う場合に添付）
- ・位置図
- ・案内図
- ・当初の許可申請書の添付図書のうち、変更前と変更後のもの